



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

H29年度道德教育指導者養成研修ブロック説明会 行政説明資料
(独立行政法人教職員支援機構・開催県教育委員会主催、文部科学省共催)

道德教育の抜本的充実に向けて

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課



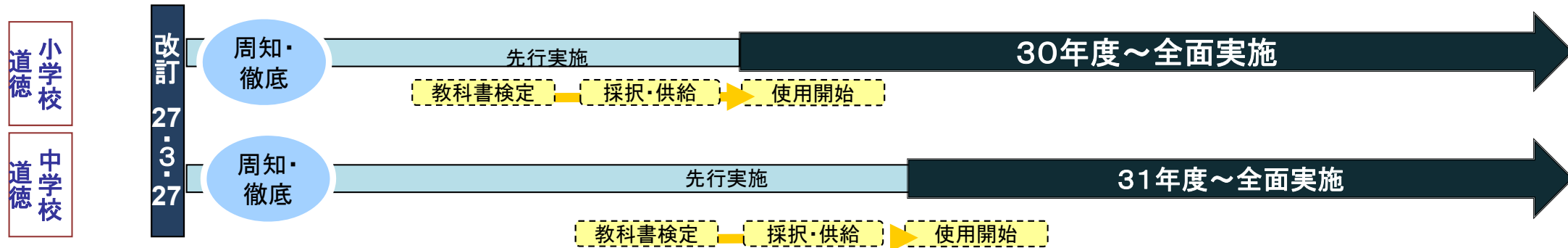
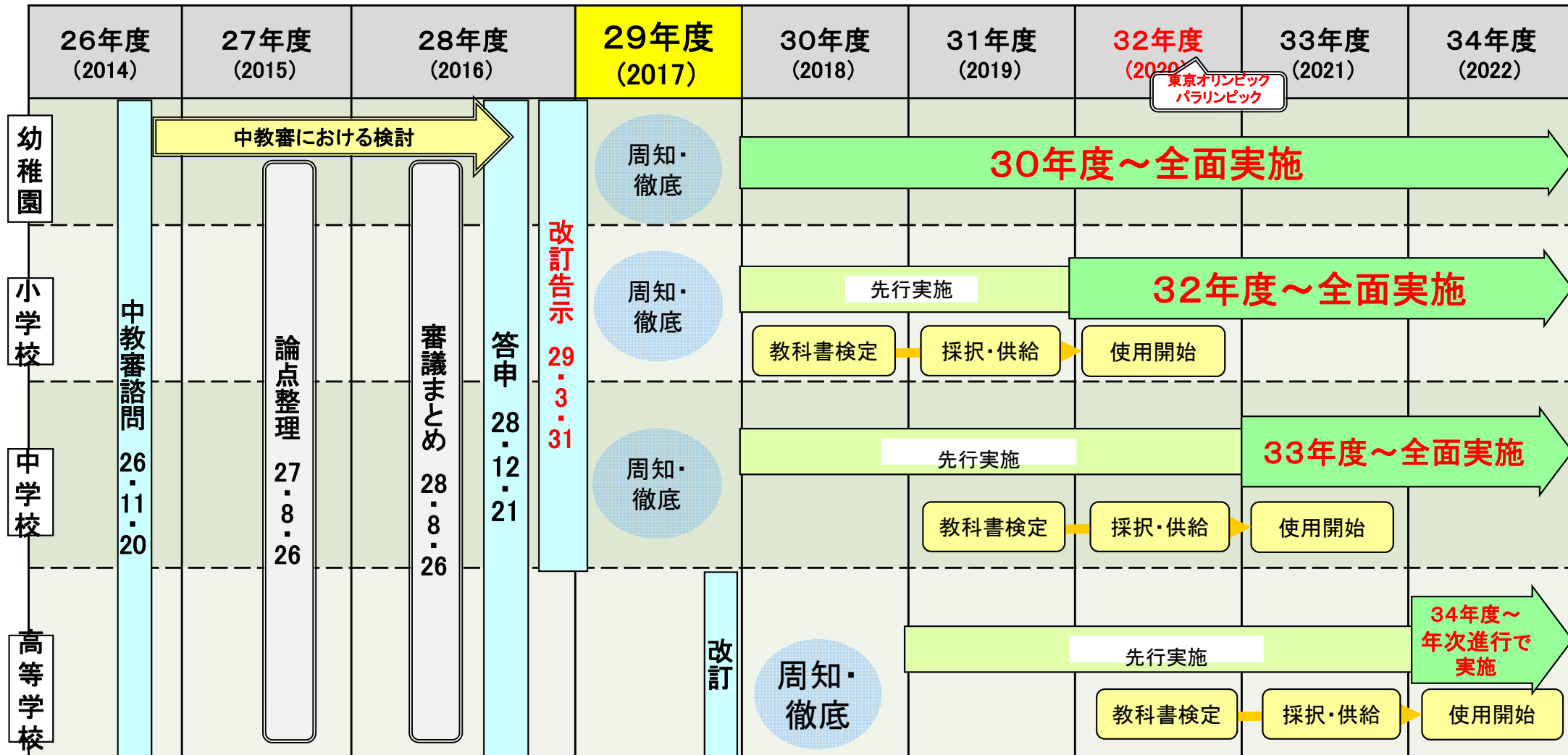
「**考え、議論する道德**」の実現に向けて
指導方法の工夫事例やいじめ防止を扱った
実践事例を、授業映像や指導案で紹介中

道德教育アーカイブ

検索



今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



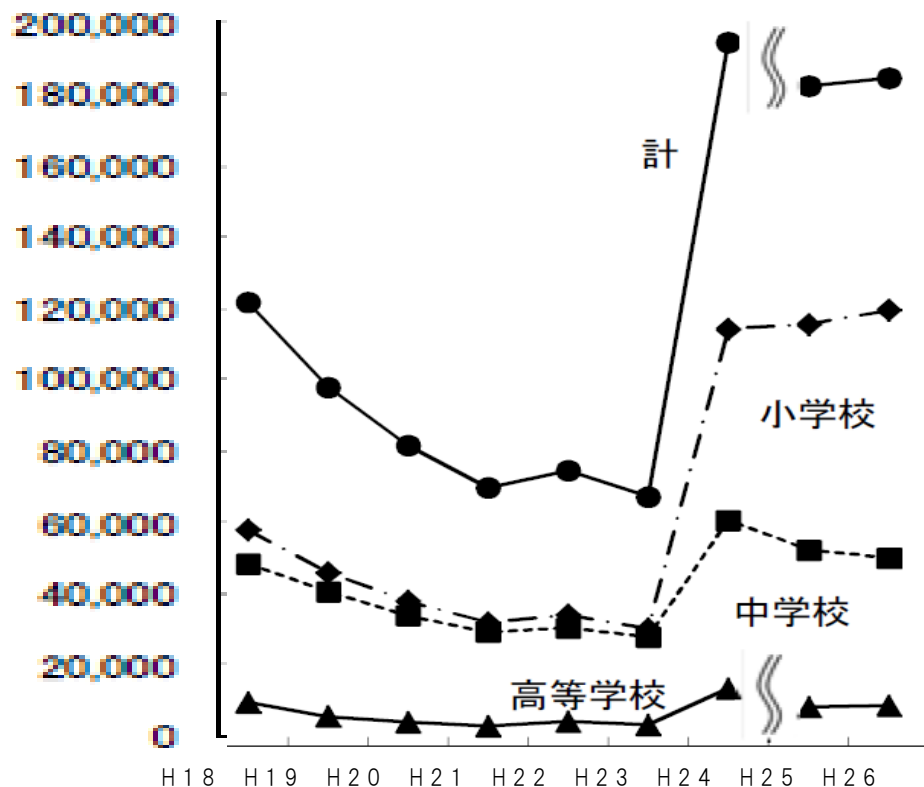
道德教育の充実が求められる背景

深刻ないじめの本質的な問題解決に向けて

いじめの認知件数

・小中高校におけるいじめの認知件数は、**18万件超(1,000人あたり13.4件)**。

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と肯定的に評価する。



(出典)文部科学省「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

東日本大震災・原子力発電所事故に 起因または関連するいじめの例

小学校に転入後、同級生男女3～5人から「放射能がつくから近づくな」、「こっちに来るな」と言われた。

震災にかかわる悪口を1回言われた。近くにいた友達が加害者に対して注意してくれた。

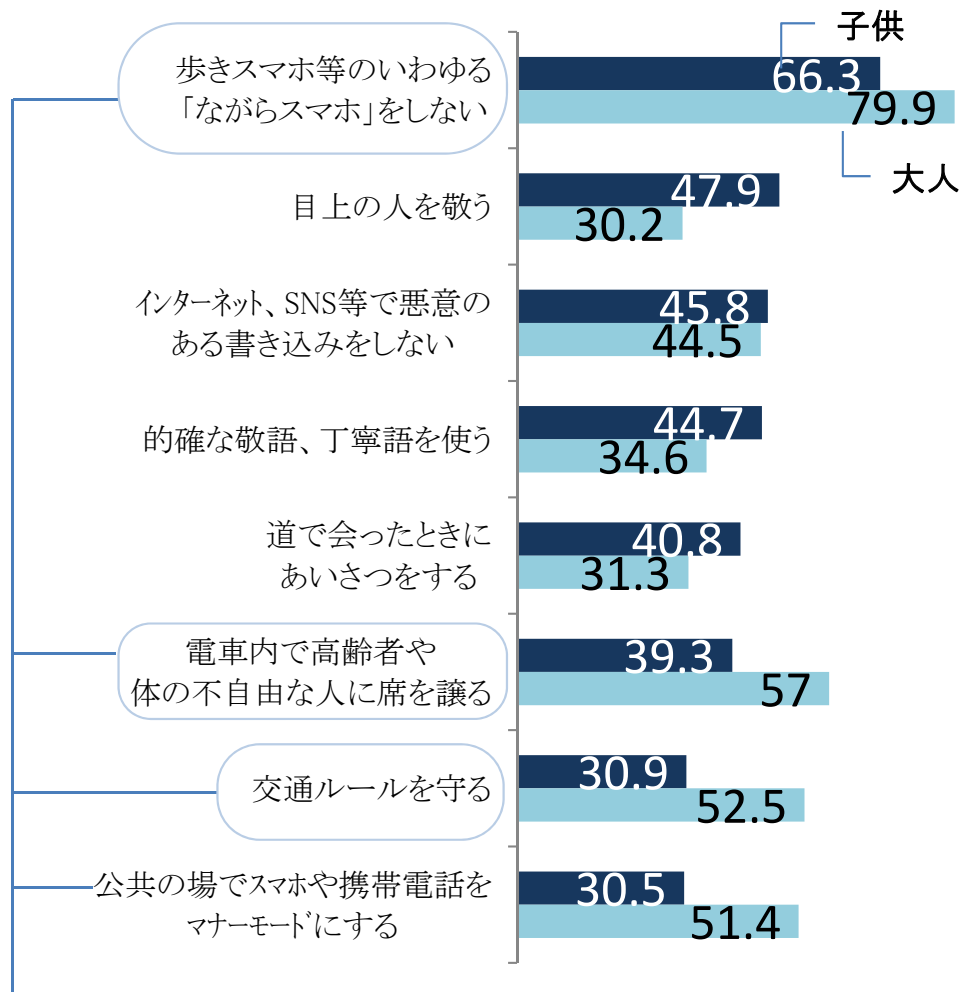
小学校の在学時に物を壊される、叩かれる、遊興費を要求されるなどのいじめによって不登校となり、重大事態として対処した。

小学校及び中学校時代に、福島県から転校してきたことを理由にいじめが発生した。人間不信になり人づきあいが苦手になったことで、高校では原子力発電所事故とは関係のないいじめが発生した。

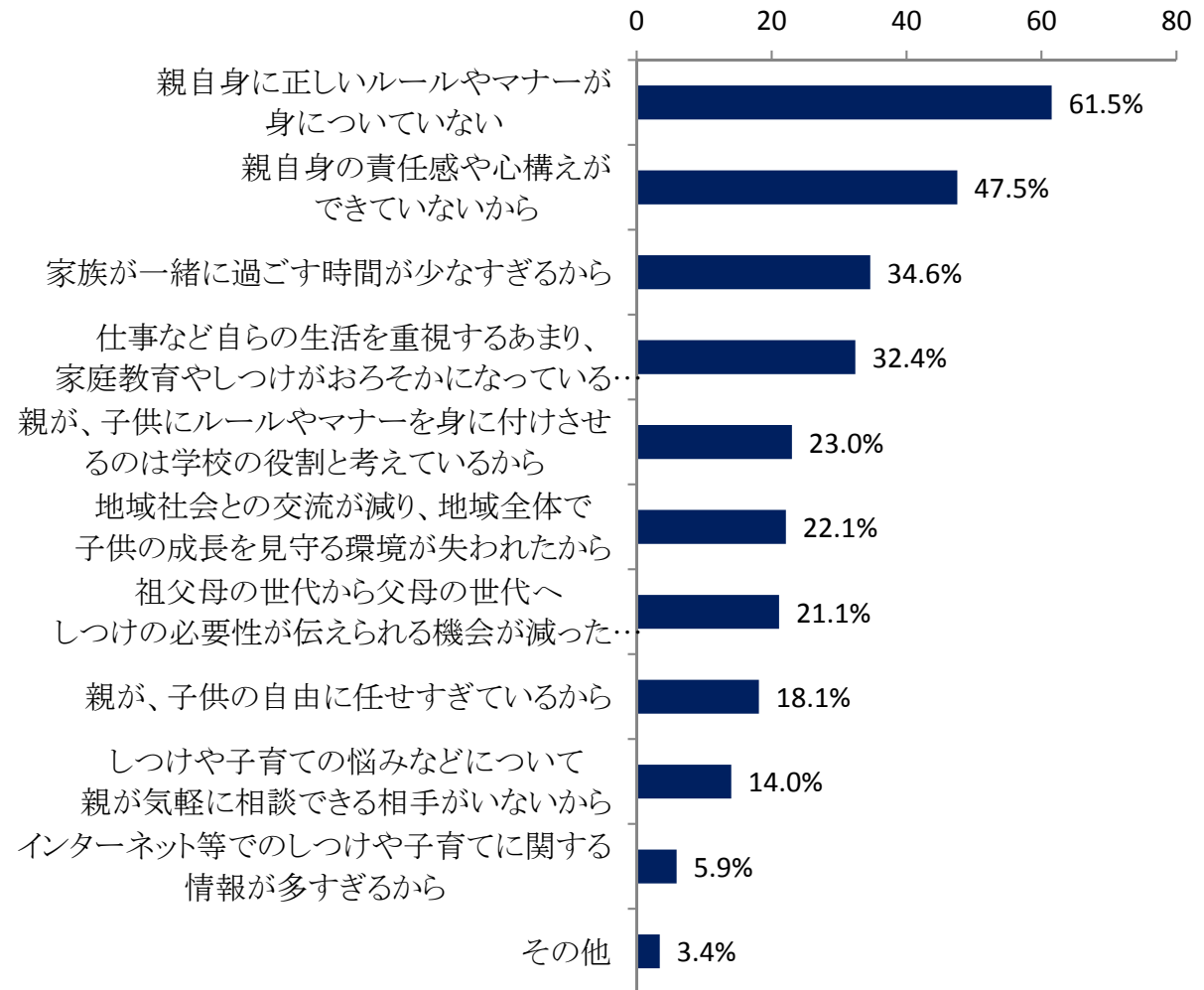
「原子力発電所事故等により福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果について(平成29年4月11日現在)」より抜粋

子供をとりまく地域や家庭の変化

守られていないルールやマナーについて(%)



「家庭の教育力」が低下した理由(%)

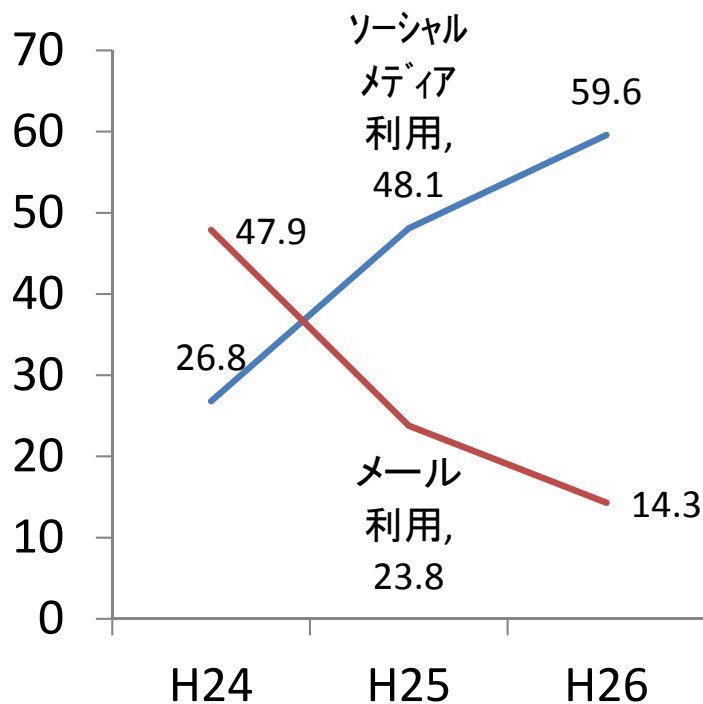


子供よりも大人のほうが守られていない

「平成26年度第6回インターネット都政モニターアンケート結果 家庭と地域で取り組む子供の健全育成」(平成27年2月2日東京都生活文化局)より

情報通信技術の発展と子供の生活

10代の携帯電話利用時間(分・平均)



わずか数年間で、
利用形態が大きく変わる

「平成26年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」(平成27年5月総務省情報通信政策研究所)

コミュニケーションや人間関係に関する変化は、
個々の家庭における「しつけ」だけの問題ではなくなっている

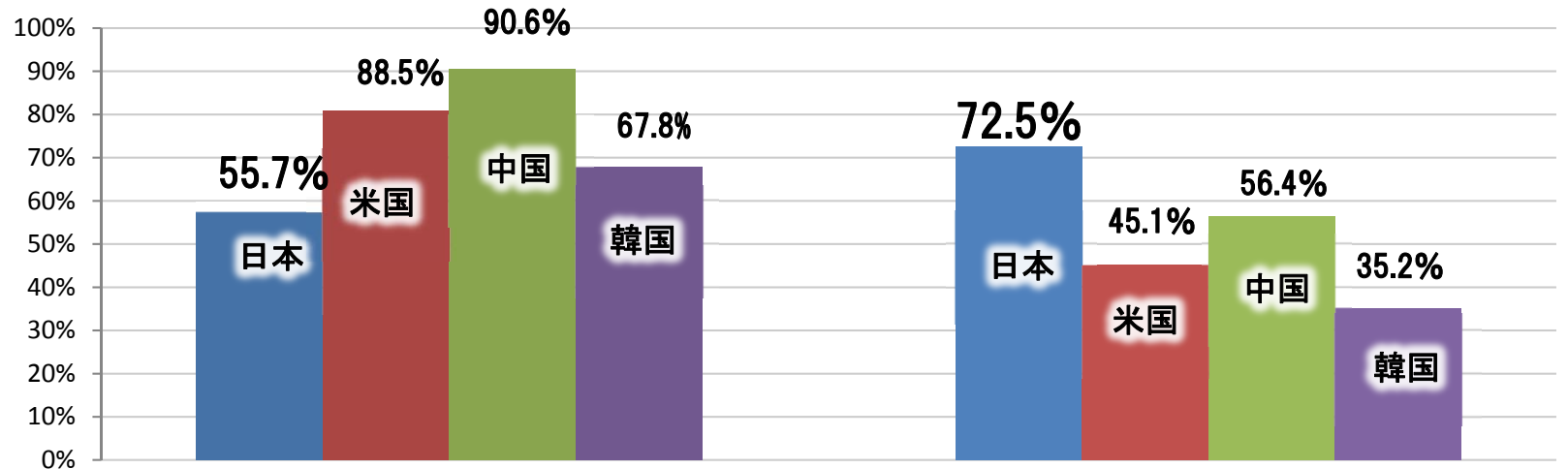


文部科学省「ケータイ&スマホ、正しく利用できていますか？」(小中学生版)(2016年版)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisaku2016/1367568.htm

諸外国に比べて低い、高校生の自己肯定感や社会参画への意識

自分の性格評価 (高校生)

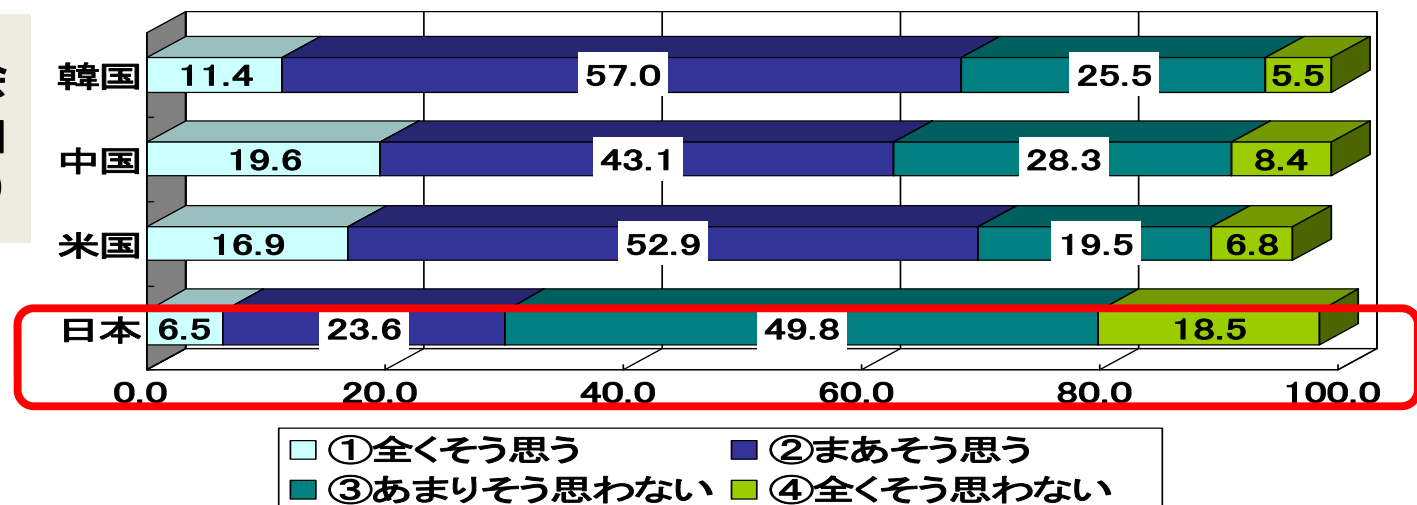


自分には人並みの能力がある

自分はダメな人間だと思うことがある

(出典) (財) 国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査報告書」(2015年8月)より文部科学省作成

問「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」 (高校生)



(出典) (財) 一ツ橋文芸教育振興協会, (財) 日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 - 日本・アメリカ・中国・韓国の比較 - (2009年2月)」より文部科学省作成

世界が向かっている方向　－2015 G7教育大臣会合より－



2015 G7教育大臣会合「倉敷宣言」　（骨子からの抜粋）

○「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進

- ・ 貧困、若者の失業、難民・移民、暴力的な過激化・急進化等、世界が抱える課題への対応として、**教育の力を通じた「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進**に教育が大きな貢献を果たしていく必要性を表明。
- ・ 誰ひとり排除せず、すべての人が最大限の可能性を発揮できるよう、社会を生き抜いていくために必要な力を培うとともに、社会形成や地方創生に積極的に貢献し、生きがいを感じることができる社会への変革を教育が支えていくことを認識。
- ・ 特に、人間の尊厳を損なうあらゆる暴力、差別を阻止し、共生社会を実現するため、**共通価値（生命の尊重、自由、寛容、民主主義、多元的共存、人権の尊重等）に基づいて、教育を通じたシチズンシップの育成を約束。**教育によって**文化間の対話、相互理解の促進、道徳心の醸成の必要性**を強調。

道徳教育の抜本的充実が求められる背景

- 深刻ないじめの本質的な問題に向き合う
 - － 制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かうことが必要
- 決まった正解のない予測困難な時代を生きる
 - － グローバル化、情報化の急速な進展
 - － 科学技術の進化と新たな問題（人工知能、生命倫理…）
 - － 社会全体の持続可能な発展（環境問題、超少子高齢社会…）



自らの人生や社会における**答えが定まっていない問い**を受け止め、
多様な他者と議論を重ねて探究し、
「納得解」を得るための資質・能力が求められる

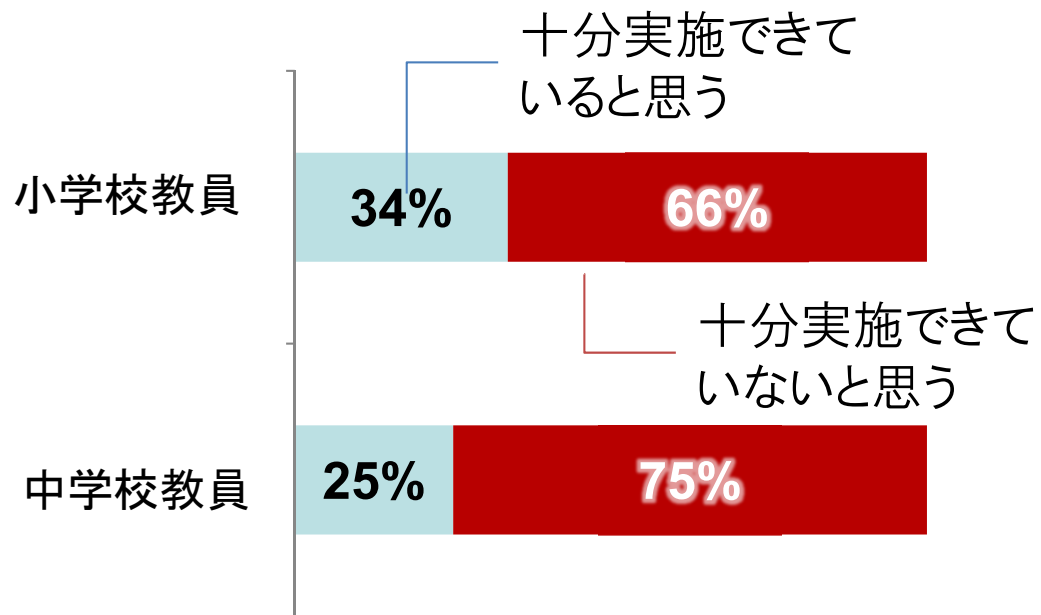
（自分が納得でき周囲の納得も得られる解）

こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たす必要

道徳教育の実施状況

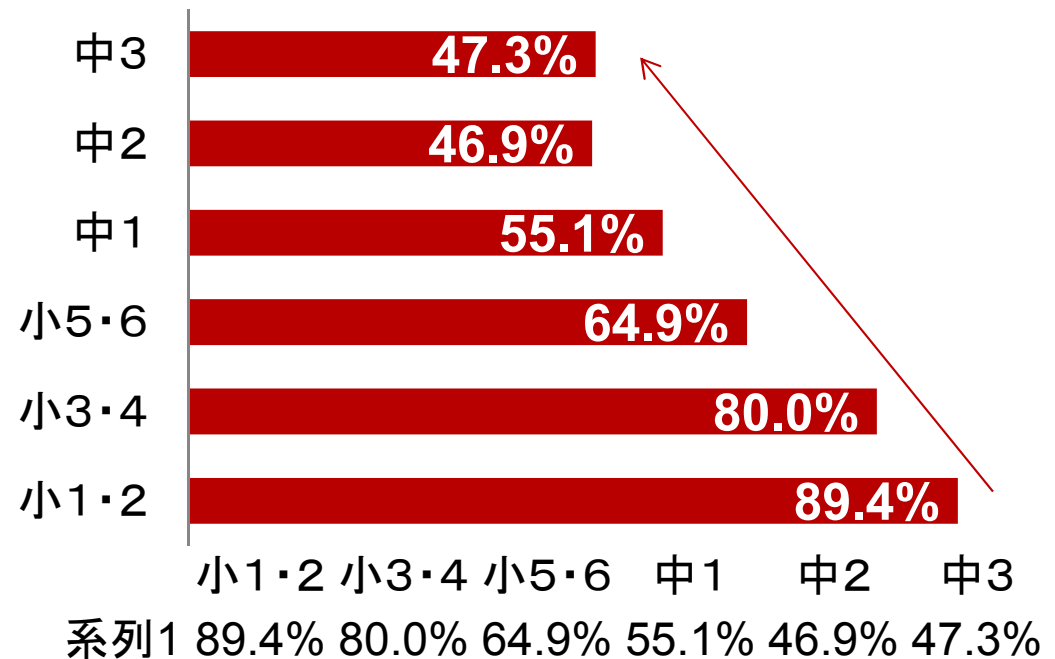
- ・道徳の授業を十分実施できていると思う教員は小学校で3人に1人、中学校では4人に1人。
- ・学年が上がるにつれて道徳の授業を楽しんでいる割合が低下。

道徳の授業の実施状況の 受け止め(教員)



(平成24年 東京学芸大による調査をもとに作成)

道徳の授業を楽しんでいる 割合(児童生徒)



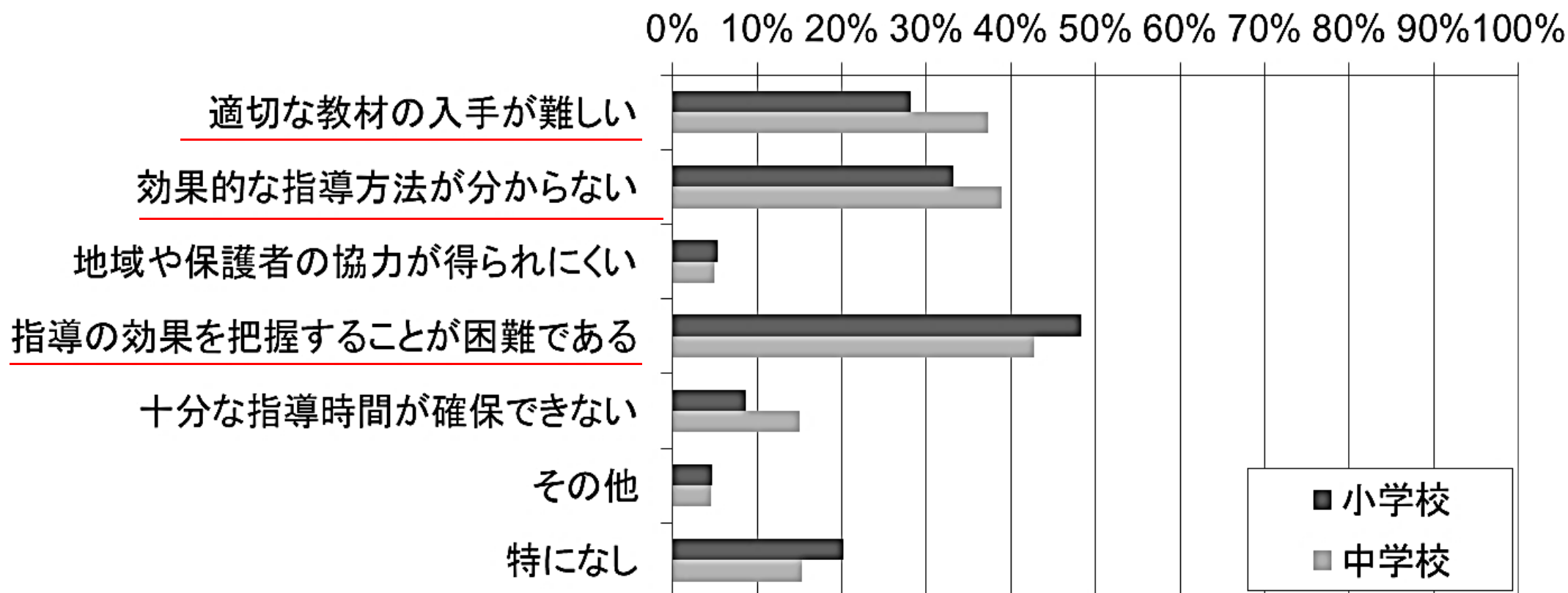
(文部科学省道徳教育実施状況調査より)

道徳教育を実施する上での課題

小・中学校ともに、道徳教育を実施する上での課題としては、

- ・**指導の効果**を把握することが困難（小学校48.3%、中学校42.7%）
- ・**効果的な指導方法**が分からない（小学校33.2%、中学校38.9%）
- ・**適切な教材**の入手が難しい（小学校28.1%、中学校37.3%）

との順となっている。（複数回答可）

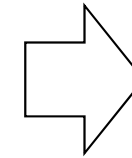


出典：文部科学省「道徳教育実施状況調査」…平成24年5月～6月実施。公立小中学校を対象。

道徳教育の課題と特別教科化がめざすもの

量的課題

- 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- 他教科等に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないかな。

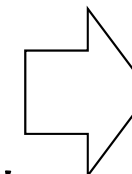


年間35単位時間を
確実に確保するという

量的確保

質的課題

- 教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- 授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- 学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。



児童生徒一人一人が、
答えが一つではない
道徳的な課題を自分自身の
問題として捉え向き合う
「考え、議論する道徳」への

質的転換

(「道徳教育の充実に関する懇談会」報告(H25.12.26)における指摘より)

道徳の「特別の教科」化とは？

道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の改正)

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「**特別の教科 道徳**」(**「道徳科」**)(引き続き週1時間)として**新たに位置付ける**(平成27年3月27日)

【特別の教科】

道徳は、**学級担任が担当**することが望ましいと考えられること、**数値などによる評価はなじまない**と考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に**検定教科書を導入**
- ☑ 内容について、**いじめの問題への対応の充実や発達**の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ **問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫**
- ☑ 数値評価ではなく、**児童生徒の道徳性に係る成長の様子**を認め、励ます評価(記述式)
 - 指導要録の様式例は示すが、内申書には記載せず、入学者選抜に使用しない

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

<学校教育全体で行う道德教育の目標>

- 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の(人間としての)生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

<特別の教科 道德(道德科)の目標>

- 道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

||

道德性(の諸様相)

※ ()内は、中学校学習指導要領の文言

道徳科の目標の構造

道徳科の目標において、**道徳性**を養うために**必要な学習の過程**を明示。

<道徳科の目標>

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる**道徳性**を養うため、
道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、
自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、
道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

道徳性を養うために行う**道徳科における学習**

道徳教育・道徳科で
育てることを目指す
資質・能力

自己を見つめる
=自分のこととして、
自分との関わりで考える

(広い視野から)
**多面的・多角的
に考える**

**道徳的諸価値
の理解**
を基に

自己の(人間としての)
生き方についての**考え**
を深める

学習を
通して

道徳性

||
**道徳的な判断力、
心情、
実践意欲と態度**

基盤と
なる

自立した人間として
他者と共に
よりよく生きる

(括弧内は中学校の目標)

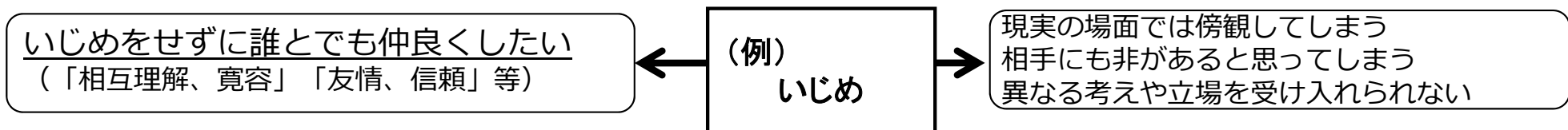
「考え、議論する道徳」への質的転換に向けて

■ 質的転換に向けて

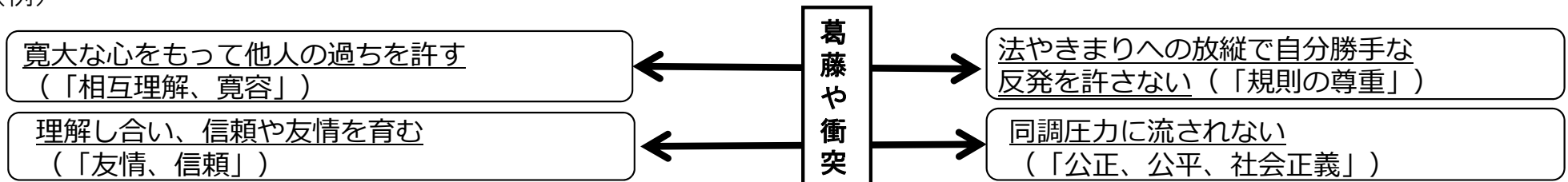
道徳的価値に迫る読み物の活用や、道徳的価値に関する問題解決的な学習・体験的な学習など、多様な指導方法を取り入れた授業を各学校において展開する。

問題場面から考える学習の(例)

○道徳的価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とできない自分との葛藤から生じる問題
(例)



○複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題
(例)



- ・「自分ならどうするか」という観点から道徳的価値と向き合うとともに、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的・多角的に考える。
- ・他者との合意形成や具体的な解決策を得ること自体が目的ではなく、多面的・多角的な思考を通じて、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深める。

道徳科の教科書について

道徳科の教科書は、「教材として具備すべき要件」に留意しつつ、
民間発行者の創意工夫を生かすとともに、**バランスのとれた多様な教科書**を認める。

「道徳に係る教育課程の改善について」中央教育審議会答申(平成26年10月)



義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部改正(平成27年9月)

○「特別の教科 道徳」の教科固有の条件として、以下の項目を新設。

- ・学習指導要領において示されている題材(生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、情報化への対応等)・活動等について教科書上対応することを求める規定
- ・学習指導要領における教材の配慮事項(公正、多面的・多角的)を踏まえた規定
- ・問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮を求める規定
- ・道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定

※それぞれの学校や地域の創意工夫による補助教材の作成・活用についての教育委員会等の積極的な取組も求められる。

「私たちの道徳」の活用

趣旨

- 児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成した道徳教育用教材。

特徴

- 道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて、また、家庭や地域においても活用することを期待。
- 学習指導要領に示す道徳の内容項目ごとに、「読み物部分」と「書き込み部分」とで構成。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げるとともに、いじめの問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実を図る。
- 特別の教科化の趣旨にも対応（平成28年度からの先行実施に活用可）

児童生徒の全員に配布
平成26年度から全国
の小・中学校で使用
※教科書配布開始後
は、文部科学省HPに
て掲載

■ 小学校1・2年



●160ページ

■ 小学校3・4年



●176ページ

■ 小学校5・6年



●192ページ

■ 中学校



●240ページ

家庭や地域と連携した道德教育

○学校・教育委員会における「私たちの道德」の活用事例

- 地域の方々を招いての「ふるさと教育」の事前・事後指導に活用
- 学年通信や学級通信等に関連する内容をコラムなどにして、家庭や地域に発信
- 児童生徒が書き込んだ文章を、学級通信等で紹介
- 道德の時間と家庭をつなぐ「道德便り」を発行
- 特定の曜日の朝15分を「私たちの道德の時間」と決め、全校一斉で「朝読」に取り組む
- 携帯電話やゲーム機等の利用に際し、学級懇談会等で紹介し、保護者と意見交換
- 「私たちの道德 活用のために」という保護者向けリーフレットを作成・配布
- 「家庭読書の日」を設定し、保護者と一緒に読んだり、読み聞かせをしたりする
- PTA文庫として「私たちの道德」を購入し、貸し出し本にしている
- 家庭に持ち帰らせ、児童と保護者の記入したものに教師がコメントを記入

学習指導要領の全体改訂と 道徳教育の充実

- 「特別の教科 道徳」は、新学習指導要領の趣旨を先取りするもの。
- 「考え、議論する道徳」への質的転換を進めることが、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善など、新学習指導要領の実施に向けた準備となる。
- 学校教育全体で行う道徳教育としては、小・中・高等学校を通して、各教科等で「学びに向かう力、人間性等」を育成することが重要。

予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」
(平成28年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

- 人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である。一方で人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。多様な文脈が複雑に入り交じった環境の中でも、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目的に応じて必要な情報を見だし、情報を基に深く理解して自分の考えをまとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。
- このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の学習である。…新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

次期学習指導要領の方向性

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」
の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に
示す

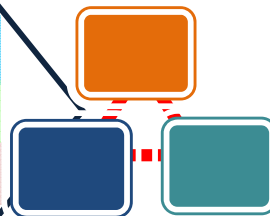
学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

全体改訂と道徳科の目標

新学習指導要領では、各教科等の目標について、①育成することを目指す資質・能力と、それらを育むために必要な②教科等の特質に応じた学習過程を明示。

(例) 小学校・理科の目標

育成する事を目指す資質・能力
(何ができるようになるか)

教科の特質に応じた学習過程
(どのように学ぶか)

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ①自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。【知識及び技能】
- ②観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。【思考力、判断力、表現力等】
- ③自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

道徳性を養うことに
特につながる部分

小学校・道徳科の目標

育成する事を目指す資質・能力
(何ができるようになるか)

教科の特質に応じた学習過程
(どのように学ぶか)

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、

道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、

自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

○資質・能力の三つの柱をバランスよく育んでいくためには、

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要。

○道徳科においては、「考え、議論する道徳」への転換を目指すことが、

道徳科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」を実現することになる。

次期学習指導要領における高等学校の道德教育の充実について

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

H28.12中央教育審議会答申より

■道德教育の目標と、全体改訂で目指す資質・能力の関係

- 高等学校では、小中学校における道德科の学習を通じた**道德的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく**。(特別活動、新たに公民科に置かれる「公共(仮称)」「倫理(仮称)」を中核的指導場面とする)
- 各教科等で**「学びに向かう力、人間性等」**を育てることが、学校教育全体で道德性を養うことにつながる。

■高等学校の道德教育の充実

- ①小中の特別の教科化も踏まえ、道德教育の全体計画を作成するにあたり、小中学校の内容項目とのつながりを意識。
※全体計画はホームページに掲載するとともに、学校評価の中でも計画の実施状況を振り返り、改善につなげる
- ②各高校の道德教育の全体計画では、「共通性と多様性」を踏まえ、生徒の実態に応じて重点化。
- ③校長のリーダーシップのもとカリキュラム・マネジメントの中核となる道德教育推進教師を置く。
※都道府県教育委員会等において、道德教育推進教師に対する研修の実施が求められる。
※道德教育推進教師を軸としながらも、校長自身も含め、教員全員が道德教育の担当という意識で道德教育を推進する必要がある。

Q H29.3の学習指導要領全面改訂において、先に一部改正されていた「特別の教科 道徳」についてはどう変わったのですか？

平成27年3月に行われた道徳科の一部改訂は、29年3月に行われた全体学習指導要領の全面改訂の趣旨を先取りしたものです。

学習指導要領全面改訂において、他教科等については、育成することを目指す資質・能力、そのための学習過程等を教科等の目標において明示するよう改訂しましたが、道徳科については、一部改訂において、すでにそれらの趣旨を道徳科の目標の中などに示していたと考えられるため、改めて改訂し直すことはしていません。

なお、各教科等の目標の中に示された、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」については、道徳科においては、道徳科の目標に照らして考えると、「様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで（広い視野から）多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての）生き方について考えること」であると言えます。（H29.12.26中央教育審議会答申p295）

道徳科の学習状況に関する評価について

道徳教育に係る評価等の在り方について

○改訂後の学習指導要領(特別の教科 道徳)

児童(生徒)の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。

ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

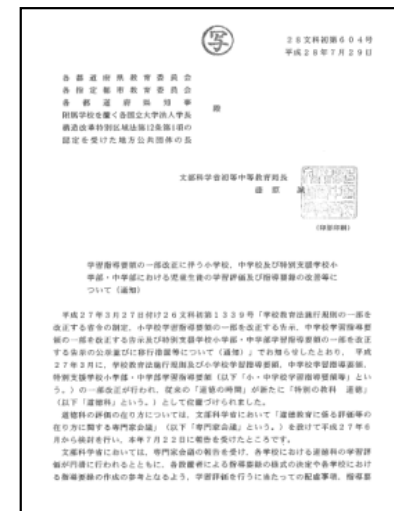


具体的な方法を、道徳科の評価の在り方に関する専門家会議で検討

(H27.6～H28.7)

【基本的な方向性】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要



※専門家会議報告に基づき、道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、
平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知

小学校児童指導要録（参考様式）（イメージ）

別紙 3

様式 2（指導に関する記録）

児 童 氏 名	学 校 名	区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
		学 級						
		整理番号						

各教科の学習の記録										特別の教科道徳			
Ⅰ 観点別学習状況										学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6					
国語	国語への関心・意欲・態度								1				
	話す・聞く能力								2				
	書く能力								3				
	読む能力								4				
	言語についての知識・理解・技能								5				
社会	社会的事象への関心・意欲・態度								6				
	社会的な思考・判断・表現												
	観察・資料活用の技能												
	社会的事象についての知識・理解												
算数	算数への関心・意欲・態度												
	数学的な考え方												
	数量や図形についての技能												
	数量や図形についての知識・理解												
理科	自然事象への関心・意欲・態度												
	科学的な思考・表現												
	観察・実験の技能												
	自然事象についての知識・理解												
生活	生活への関心・意欲・態度												
	活動や体験についての思考・表現												
	身近な環境や自分についての気付き												
音楽	音楽への関心・意欲・態度												
	音楽表現の創意工夫												
										外国語活動の記録			
										観 点 \ 学 年	5	6	
										コミュニケーションへの関心・意欲・態度			
										外国語への慣れ親しみ			
										言語や文化に関する気付き			
										総合的な学習の時間の記録			
										学年	学 習 活 動	観 点	評 価
										3			

画像は小学校児童指導要
(中学校生徒指導要録、特
学部・中学部の児童指導要
要録も同様)

画像は小学校児童指導要録のイメージ
（中学校生徒指導要録、特別支援学校小学部・中学部の児童指導要録・生徒指導要録も同様）

学習評価の種類

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る。
- ・平成12年要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。(国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供)
- ・絶対評価とも言われてきた。
※H22年教育課程部会まとめ以降、「絶対評価」とは言っていない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められた。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・従来の指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。

観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行(平成22年指導要録通知)では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに評価(「A」「B」「C」の3段階)。

総括的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、5段階(小学校は3段階。小学校低学年は行わない)の評定を行う。
- ・平成12年より、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

道徳科の学習評価は、
児童生徒がいかに成長したかを
積極的に受け止めて認め、励ます
個人内評価として実施

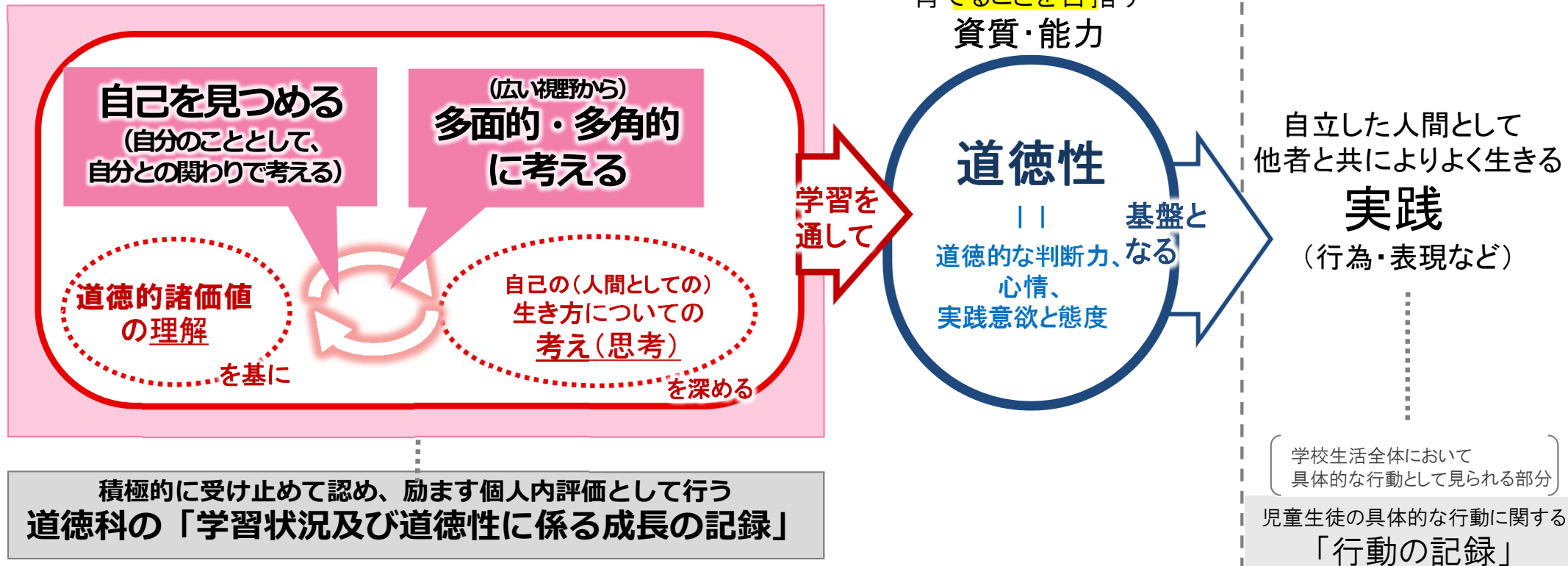
道徳科の学習活動と評価のイメージ

○道徳性が養われたか否かは容易に判断することができるものではなく、観点別に分析的に評価(ABCの段階をつける)ことは妥当ではない。

○道徳科の授業では、特定の価値観を児童生徒に押しつけたり、指示通りに主体性を持たずに言われるままに行動するよう指導したりするものであってはならない。内容項目を手掛かりに「考え、議論する」ことを通じて、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学習を行うことによって、道徳性を養うことを目指すもの。

→このため、道徳科の学習の中で、特に「自己を見つめ、自分のこととして考えているか」「物事を多面的・多角的に考えようとしているか」といったことに着目することで、道徳科の学習状況を把握することが必要である。

道徳性を養うために行う道徳科における学習



注)道徳科の学習活動を中心にイメージ図としたものであり、これ以外にも道徳性を養う過程は様々なものが考えられる。

道徳科における評価の基本的な考え方

中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編(H29.7)(抜粋)

道徳科の目標は、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度を育てることであるが、道徳性の諸様相である道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度のそれぞれについて分節し、学習状況を分析的に捉える観点別評価を通じて見取ろうとすることは、生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては妥当ではない。

授業において生徒に考えさせることを明確にして、「**道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める**」という目標に掲げる学習活動における生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。

その際、個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。

道徳科の内容項目は、道徳科の指導の内容を構成するものであるが、内容項目について単に知識として観念的に理解させるだけの指導や、特定の考え方に無批判に従わせるような指導であってはならない。内容項目は、道徳性を養う手掛かりとなるものであり、内容項目に含まれる道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、「道徳性を養う」ことが道徳科の目標である。このため、道徳科の学習状況の評価に当たっては、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要がある。

こうしたことを踏まえ、評価に当たっては、特に、学習活動において生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。このことは道徳科の目標に明記された学習活動に注目して評価を行うということである。道徳科では、生徒が「自己を見つめ」「広い視野から多面的・多角的に」考える学習活動において、「道徳的諸価値の理解」と「人間としての生き方についての考え」を、相互に関連づけることによって、深い理解、深い考えとなっていく。こうした学習における一人一人の生徒の姿を把握していくことが生徒の学習活動に着目した評価を行うことになる。

Q 目標に「道徳的諸価値についての理解に基づき」とあるのだから
道徳的価値をどれだけ理解できたかを評価すべきではないのでしょうか？

道徳的価値について理解するということは、観念的に、知識として理解するのではなく、自分の事として、自分なりの考え方として理解するものです。

他の教科等における「知識及び技能」のように、客観的な知識として身につけることを目的としているわけではありません。

このため、道徳科の目標では、「道徳的諸価値について理解する」とはせず、「道徳的諸価値についての理解に基づき…自己の（人間としての）生き方についての考えを深める…」としています。

（参考）学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第5章第2節

Q 個々の内容項目ごとでなく、「大くくりなまとまり」を踏まえた評価とは、
どういうことでしょうか？

道徳科の評価に関しては、

- ・（他教科等における「知識」のように）一つ一つの内容をどのくらい理解したかという基準で評価するのではなく、個人の成長に着目することが必要であること
（自分自身の生き方との関係で理解するものであり、客観的・観念的に理解するものではないため）
- ・道徳性に係る成長は毎時間毎時間の授業の中で見取ることができるとは限らないこと

こういったことから、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要があると考えられます。

（参考）学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第5章第2節

Q 道徳性の諸様相（道徳的判断力、心情、実践意欲と態度）を評価の観点とすることはなぜ適当でないのか？

「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」はそれぞれ独立したものではなく、相互に関係し合っており、切り分けられないものであることから、これらを資質・能力の3つの柱にそれぞれ分けて位置づけることはできないものと考えられます。

また、児童生徒の人格そのものに働きかける道徳科の評価としては、観点別に行う評価（ABCの段階を付ける）自体が妥当ではないと考えられます。

（参考）学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第2章第2節、第5章第2節

Q 道徳科の授業ではない、普段の学校生活で見られる姿を基に評価を行ってはいけないのか？

普段の学校生活で見られる行動については、これまで通り、指導要録の上では、「行動の記録」として記載する要素になります。

道徳科における評価は、**道徳科の授業を行った結果として**見られた学習状況や道徳性に係る成長の様子を見るものであるため、授業の中で見られた発言や記述などを基に評価を行うこととなります。

(参考)学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第5章第2節、H28.7.29初等中等教育局長通知

個人内評価として見取り，記述により表現することの基本的な考え方

小学校・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第5章第2節(2)より

道徳科において，生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をどのように見取り，記述するかということについては，学校の実態や児童（生徒）の実態に応じて，教師の明確な意図の下，学習指導過程や指導方法の工夫と併せて適切に考える必要がある。

「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させている」ことに関する視点の例

- ・道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしていることに着目する
- ・自分と違う立場や考え方，感じ方を理解しようとしていることに着目する
- ・複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしていることに着目する

「道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めている」ことに関する視点の例

- ・教材の登場人物を自分に置き換えて考え，自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていることに着目する
- ・現在の自分自身を振り返り，自らの行動や考えを見直していることがうかがえる部分に着目したりする
- ・道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で，道徳的価値の理解をさらに深めていることに着目する
- ・道徳的価値の実現することの難しさを自分のこととして捉え，考えようとしている事に着目する

○発言が多くない生徒や考えたことを文章に記述することが苦手な児童（生徒）が、教師や他の児童（生徒）の発言に聞き入ったり，考えを深めようとしたりしている姿に着目するなど，発言や記述ではない形で表出する生徒の姿に着目するということも重要。

○さらに，年間や学期を通じて，当初は感想文や質問紙に，感想をそのまま書いただけであった児童（生徒）が，学習を重ねていく中で，読み物教材の登場人物に共感したり，自分なりに考えを深めた内容を書くようになっていたりすることや，既習の内容と関連づけて考えている場面に着目するなど，一単位時間の授業だけでなく，生徒が一定の期間を経て，多面的・多角的な見方へと発展していたり，道徳的価値の理解が深まったりしていることを見取るという視点もある。

※ここに挙げた視点はいずれについても例示であり，指導する教師一人一人が，質の高い多様な指導方法へと指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするという道徳科の評価の趣旨を理解したうえで，学校の状況や児童（生徒）一人一人の状況を踏まえた評価を工夫することが求められる。

道徳科の評価の工夫に関する例(専門家会議における意見より)

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)〔別紙2〕(平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議)

- 児童生徒の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等に集積して学習状況を把握すること。
- 記録したファイル等を活用して、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を記して伝えること。
- 授業時間に発話される記録や記述などを、児童生徒が道徳性を発達させていく過程での児童生徒自身のエピソード(挿話)として集積し、評価に活用すること。
- 作文やレポート、スピーチやプレゼンテーション、協働での問題解決といった実演の過程を通じて学習状況や成長の様子を把握すること。 ※成果物そのものに優劣を付けて評価するわけではないことに注意

- 1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識してよい変容を見取ろうとすることは困難であるため、年間35単位の時間の授業という長い期間の中でそれぞれの児童生徒の変容を見取ることを心掛けるようにすること。
- 児童生徒が1年間書きためた感想文等を見ることを通して、考えの深まりや他人の意見を取り込むことなどにより、内面が変わってきていることを見取ること。
- 教員同士で互いに授業を交換して見合うなど、チームとして取り組むことにより、児童生徒の理解が深まり、変容を確実につかむことができるようになること。
- 評価の質を高めるために、評価の視点や方法、評価のために集める資料などについてあらかじめ学年内、学校内で共通認識をもっておくこと。

学習評価に関する学習指導要領（総則）の規定

道徳科に限らず、学習評価は、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすためのもの。
各教科等においても、毎時間全ての資質・能力を評価するのではなく、単元などのまとまりごとに、
評価の場面や方法を工夫する。

○【新】小学校学習指導要領 第1章 総則（抄）〔平成29年3月告示〕

第3 教育課程の実施と学習評価 2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を
実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握
する観点から、単元や題材など 内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や
方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図
り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとと
もに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

【現行】小学校学習指導要領

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 (11) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の
改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

(参考) 学習評価と指導要録について

<指導要録>

- 在学する児童生徒の学習の記録として各学校が作成するもの。(学校教育法施行規則第24条)
- 様式は設置者が定める。国は記載に当たっての配慮事項や参考様式等を通知により示している。
- 「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなり、「指導に関する記録」としては、

- ・行動の記録(小中のみ)
- ・教科・科目の学習の記録 → 観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、評定(小3以上及び中高)
- ・外国語活動(小のみ)、総合的な学習の時間、特別活動の記録
- ・総合所見及び指導上参考となる諸事項 などを記載。

※これらに加えて、「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」を文章で記録することになる。

- 児童生徒が進学する際・転学する際には、写しを進学先・転学先に送付する。
- 指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年

<調査書(いわゆる内申書)>

- 進学のための入学試験や就職に当たり、在籍校から受験先等に対して生徒の学習状況を伝えるために作成する書類。
- 校長は、生徒の進学に当たり、その生徒の進学しようとする学校に調査書を送付しなければならない。(学教法施行規則第78条等)
- 都道府県立高校入試に関する調査書の様式は各都道府県教育委員会が定めている。私立高校に関しては設置者が独自に定めている場合と、都道府県内の私立高校で共通の様式を作成している場合とがある。
- 一般的に、内容としては、教科・科目の学習の記録など、概ね指導要録の様式例に沿った形になっている。

※「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」は、調査書には記載しない。

<通知表・通信簿>

- 法令上の規定はなく、児童生徒の学習状況について保護者に対して伝えること等を目的に各学校が独自に行っているもの。
- 各学校が独自に行っているものであり、国として様式の例示等は例示してはいない。指導要録の様式に対応した内容を学期ごとに通知する形が一般的。

「道徳」の評価はどうなる??

H28.6文科省HPに掲載

Q

道徳が「特別の教科」になり、入試で「愛国心」が評価されるというのは本当ですか？
道徳が評価されると、本音が言えなくなり、息苦しい世の中にならないか心配です。

A

道徳科の評価で、特定の考え方を押しつけたり、入試で使用したりはしません。

「特別の教科 道徳」※では、道徳的な価値を自分のこととしてとらえ、よく考え、議論する道徳へと転換し、特定の考え方に無批判に従うような子供ではなく、主体的に考え未来を切り拓く子供を育てます。

※「教科」とは、教科書を使用し、教科ごとの免許があり、数値による評価を行うものを言いますが、道徳については、数値による評価を行わず、担任が担当することから、特に「特別の教科」という新たな位置づけが設けられました。平成30年度から小学校で、31年度から中学校で「特別の教科 道徳」（道徳科）が始まります。

- **これまでの道徳の時間には、様々な課題がありました。**
 - ・ いじめなどの現実の問題に対応できていない
 - ・ 読み物を読んで感想を述べるだけで終わっている
 - ・ 教科書や評価がないことなどから、他教科に比べて軽視されがち（行事の準備を行う時間になっていることも…）
- **「教育再生実行会議」の第1次提言を踏まえ、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳（道徳科）」とし、抜本的な改善を図ります。**
 - ・ 質の高い教科書を使えるようにし、9年間を通じて適切な学習が行えるようにします。
 - ・ 例えば、小学校低学年では、人の気持ちを考えさせ、「してはならないことがあるよ」などの基本を指導します。
 - ・ その上で、道徳的な価値を自分のこととして考えるための、「考え、議論する道徳」へと転換します。
- **道徳科の学習状況や成長の様子を評価し指導の改善に生かしますが、入試には使いません。**
 - ・ 道徳科の評価については、これまで国会などでも何度も丁寧に説明しています。
 - ・ 評価は教育改善のためのものであり、道徳科では、特に、数値で評価して他の子供達と比較したり、入試で活用したりすることはしません。
 - ・ 「国や郷土を愛する態度」などの個別の内容項目の評価はしないので、「愛国心」を評価することなどあり得ません。
 - ・ 道徳科の評価は、道徳科の授業で自分のこととして考えている、他人の考えなどをしっかり受け止めているといった成長の様子を丁寧に見て行う、記述による「励まし、伸ばす」積極的評価を行います。
 - ・ このような道徳科の評価は入試にはなじまず、入試で活用したり調査書（内申書）に記載したりはしません。

いじめに正面から向き合う
考え、議論する道徳への転換に向けて

1 1月2日、いじめ防止対策協議会から、いじめの防止等の対策に係る提言をいただきました。文部科学省は、これに沿った取組を様々な角度から総合的に進めてまいります。

その中でも、私は特に、平成30年度から全面実施となる「特別の教科道徳」の充実が、いじめの防止に向けて大変重要であると思っています。

いじめられた子供は、学校に通えなくなったり、心身の発達に重大な支障を生じたり、尊い命が絶たれるという痛ましい事案も発生しています。いじめた子供も、法律又は社会のルールに基づき責任を負わなければならない場合があるとともに、その心に大きな傷を残します。「いじめのつもりはなかった」、「みんなもしていたから」ではすみません。また、いじめられている子供を見ていただだけの周囲の子供も、後悔にさいなまれます。子供たちを、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中でしっかりと学べるようにする必要があります。

（「考え、議論する道徳」への転換）

道徳の特別の教科化の大きなきっかけは、いじめに関する痛ましい事案でした。

これまでも道徳教育はいじめの防止に関して大きな役割を負っていました。しかし、これまでの道徳教育は、読み物の登場人物の気持ちを読み取ることと終わってしまっていたり、「いじめは許されない」ということを児童生徒に言わせたり書かせたりするだけの授業になりがちと言われてきました。

現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むためには、「あなたならどうするか」を真正面から問い、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」へと転換することが求められています。

このため、道徳の授業を行う先生方には、是非、道徳の授業の中で、いじめに関する具体的な事例を取り上げて、児童生徒が考え、議論するような授業を積極的に行っていただきたいと思います。

いじめやいじめにつながる具体的な問題場面について、例えば、

- ・ どのようなことが、いじめになるのか。
- ・ なぜ、いじめが起きるのか。
- ・ なぜ、いじめはしてはいけないのか。
- ・ なぜ、いじめはいけないと分かっているのに、止められなかったりするののか。
- ・ どうやって、いじめを防ぐこと、解決することができるのか。
- ・ いじめにより生じた結果について、どのような責任を負わなくてはならないのか。

といったことについて、自分のこととして考え、議論して学ぶことが大切であると考えます。こうした学びは、いじめという問題だけではなく、道徳教育の目標である「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことそのものにつながるものであると思います。

こうした取組は、道徳の特別の教科化の全面実施を待たずにできることです。学校や児童生徒の実態を踏まえつつ、できるところから、いじめに関して考え、議論する授業を積極的に展開していただきたいと思います。

（文部科学省の取組）

文部科学省では、道徳教育の充実のための資料等をホームページ上で提供する「アーカイブセンター（仮称）」を設け、

- ・ 「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる実践事例集（映像資料など）
- ・ 道徳や特別活動等で活用できる、いじめの具体的な事例から考え、議論する教材などを、順次公開し、各学校の取組を後押ししていきます。

また、「考え、議論する道徳」への転換の趣旨について、広く知っていただくため、

- ・ 各都道府県等が行う独自教材作成、研究協議会等への支援
- ・ 全国7会場での道徳教育指導者養成研修（独立行政法人教員研修センターとの共催）
- ・ 道徳の特別の教科化についての保護者向けリーフレットの作成、配布なども進めていきます。

教職員の方々はもとより、学校教育に関わる皆様に広く知っていただき、力を合わせて、道徳教育の充実に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

平成28年11月18日 文部科学大臣 松野 博一

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて①

- これまでも道徳の時間の中では、いじめに関することが数多く含まれていた。
善悪の判断・自立・自由と責任、正直・誠実、個性の伸長、希望と勇気・努力と強い意志、親切・思いやり、友情・信頼、公平・公正・社会正義、よりよい学校生活・集団生活の充実、国際理解・国際親善、生命の尊さ・・・
- しかし、指導が「読み物教材の登場人物の心情理解」に偏ったり、分かりきったことを言わせたり書かせたりする指導に終始しがち。**現実のいじめの問題に対応できていなかった。**

深刻ないじめ問題を発端に、道徳を「特別の教科」へ

教育再生実行会議第一次提言(H25.2) 有識者懇談会(H26.3)、中教審答申(H26.10) → 小・中学校学習指導要領等の一部改正(H27.3) H30年度小学校、H31年度中学校で全面实施

「あなたならどうするか」を真正面から問う、「考え、議論する道徳への転換」

いじめに関する内容の充実

低・中学年に「公平、公正、社会正義」、中学年に「相互理解、寛容」、高学年に「よりよく生きる喜び」を追加 など

指導方法の改善

道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫する

→いじめに関する問題を**自分自身のこと**として、**多面的・多角的**に考える

問題解決的な学習の例

○大切さを理解していても、なかなか実現できない人間の弱さ

いじめをせずに仲良くしたい
(「相互理解、寛容」「友情、信頼」等)

現実の場面では傍観してしまう
相手にも非があると思ってしまう
異なる考えや立場を受け入れられない

○複数の道徳的価値の間で葛藤や衝突のある場面の問題

寛大な心をもって他人の過ちを許す
(「相互理解、寛容」)

法やきまりへの放縦で自分勝手な反発を許さない(「規則の尊重」)

理解し合い、信頼や友情を育む
(「友情、信頼」)

同調圧力に流されない
(「公正、公平、社会正義」)

葛藤や衝突

(学習指導要領、同解説、教科書検定基準にも趣旨を明記)

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて②

いじめについて考え、議論する積極的な取組の例

中1

道徳の授業で出たいじめに関する意見を学級通信で紹介し、考えを広げ深める授業

「考え、議論する道徳フォーラム」(H28.7.27読売新聞東京本社主催、文部科学省委託)発表事例より

↑1時目↓

「いじめはなぜ起こるのか」「いじめられる側にも問題があるのだろうか」を議論[本音を引き出す]

→ 学級通信で意見を紹介[可視化]

↑2時目↓

いじめる側にいた教材の主人公が、いじめられる側の気持ちに立って思ったことを元に、もう一度議論

→ 学級通信で意見を紹介[可視化]

・本音の議論をした上で「いじめは避けられない」という認識を共有
・学級でいじめが起こりそうな時に、学級通信を再度読み直させる

小6

傍観者、いじめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業

「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」柳沼良太岐阜大学准教授発表事例より

《問題場面》 教材:私たちの道徳(小学校5・6年)より「そうじの時間」

Aさん(傍観者)

Bさん(いじめる側)

Cさん(いじめられる側)

ごみ箱を運ぶ当番

「C、おまえが行けよ」

ごみ箱を押し付けられる

「あなたがAさんならどうしますか」「あなたがCさんならどうしますか」を問い、どのように行動したらよいのかを考える

小5

問題場面において「何が問題だったのか」「自分ならばどうするか」を問う授業

「考え、議論する道徳フォーラム」(H28.7.27読売新聞東京本社主催、文部科学省委託)発表事例より

《問題場面》 教材:私たちの道徳(小学校5・6年)より「知らない間の出来事」

主人公が友達に「転校してきた女の子が携帯電話を持っていない」と伝えたら、「前の学校で仲間外れにされていた」と歪曲して伝言されてしまう。

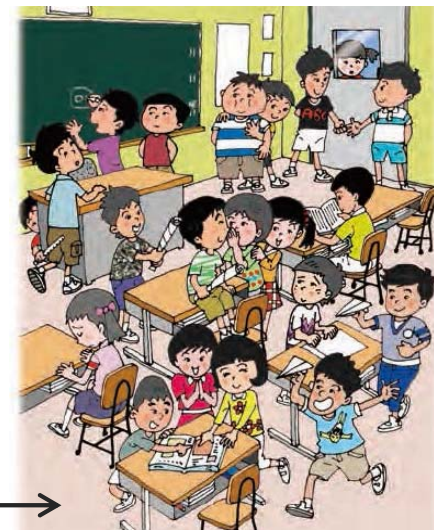
「何が問題だったか」「どうすれば問題を回避できたか」様々な可能性を考え、相手も自分も幸福になれる関係を大切にする。

小4

教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのか考えさせる授業

「わたしたちの道徳」(小学校3・4年)増補版より

子供たちが遊んでいる休み時間の教室を描いた絵(右図)を見て、どこが問題なのか(いじめやいじめにつながるものは何か)考えさせる



小2

役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業

「初等教育資料」(平成28年5月号)掲載事例より

《問題場面》 教材:わたしたちの道徳(小学校1・2年)より「およげないりすさん」

かめ・あひる・白鳥は、池の中の島へ泳いで遊びに行こうとする。泳げないりすから「いっしょにつれていってね」と頼まれるが断って行ってしまふ。

「仲間はずれしようとする役(あひる)」と「一緒に連れていこうとする役(白鳥)」といった立場を演じることで「平等な優しさで接することができたときの気持ち」などを実感を持って理解する。

高1
特活

インターネットの書き込み例をもとに議論した後、新聞記事で事例を読んで考える授業

「いじめの問題に対する取組事例集」(平成26年11月)掲載事例より

《問題場面》 友達にこう書き込まれたら何と思うか。

教材:いじめを苦にした自殺に関する新聞記事

『本当にもう一緒に行動するのがイヤ。まじでうざい。…思っても直接は言えない。まじ苦痛…』

→

体が弱く学校を休みがちだった中3女子。運動会を前に登校に意欲を見せるも、誹謗する匿名の書き込みに傷つき、自ら命を絶つ

これまでのネット利用を振り返る。匿名の書き込みによるいじめの理不尽さに気付く。

「考え、議論する道徳」への転換を全国の学校、学級において実現させる

○優れた取組例の共有のための「道徳教育アーカイブ」の構築(H29.5～)

→いじめの具体的な場面を考え、議論させる様々な取組を共有し、研修等に活用

○学校教育全体で行う道徳教育としての取組の促進

→例)道徳科と特別活動(学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事)等とで補助教材を共通に活用する

道徳教育アーカイブ

検索

道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて③

Q 道徳教育で大事なことは、いじめだけではないのでは？

A いじめの防止は、道徳教育の目標そのものにつながります。

道徳教育の目標は「自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことにあります。いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに自分たちで解決できる力をつけることは、道徳教育の目標そのものにつながっています。

内容項目で見ても、「善悪の判断」「希望と勇気」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解」「生命の尊さ」など様々なことがいじめの防止につながっています。道徳教育で学ぶべきことの大半がいじめ防止につながると言っても過言ではありません。

Q 週1時間だけの道徳の授業では、いじめは防げないのでは？

A 道徳の授業を「要」として、学校の教育活動全体を通していじめ防止に取り組むことが必要です。

確かにそのとおりです。いじめの防止への取組には、学校教育全体で行う道徳教育の充実が必要ですが、週1時間の「特別の教科 道徳」は、しっかりとその取組の「要」にならなければなりません。いじめについて、直接、考え、議論できる場としての道徳の授業の充実を図ることが重要です。

Q 本学級ではいじめは起きていない。いじめの事例を取り扱って、かえっていじめを誘発するのでは？

A いじめが起きていない学級でこそ、未然に防ぐ力をつけるため、具体的な場面をもとに考えることが大切です。

道徳の授業でいじめについて考えるということは、いじめを未然に防いだり、仮に発生したときに子供たちが自分たちで解決できる力をつけるための指導を行うということです。いじめが実際に起きていない学級でこそ、いじめについて具体的事例をもとに深く考え、議論する授業が求められるのです。

具体例を扱う場合には、児童生徒の発達段階を踏まえた資料を工夫したり、実際にいじめにつながりそうな児童生徒がいる場合にはその心情に配慮することが大切です。

Q いじめをなくすには「考え、議論する」より先に、「だめなものはだめ」と言うべきでは？

A 発達の段階に応じた対応が必要です。

確かに、特に低学年においては、「してはならないことがある」ということをまず理解することが大事です。

一方で、そうした理解を前提に、高学年になると「分かっているができない場面」「複数の道徳的価値の対立する場面」において、より自分のこととして考える力が求められるようになります。

Q 考え議論した結論として「いじめられる側にも問題がある」という考え方もあってよい？

A いじめは重大な人権侵害であり、「いじめられる側にも問題がある」という考えを乗り越える必要があります。

いじめ防止対策推進法に示されているように、いじめは「受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し」「その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」のみならず「その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」ものであることを前提とすることが必要です。

授業では、「いじめはなぜいけないのか」を自分の事として考え、議論することを通して、いじめが「けんか」や「意見の対立」とは違うものであることを子供たちにしっかり認識させ、「いじめられる側にも問題がある」という考え方を乗り越えられるようにすることが大切です。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒へのいじめの防止について (文部科学大臣メッセージ)

(児童生徒の皆さんへ)

東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」といいます。）の方へのいじめが起きています。震災や避難生活によりつらい思いをされている方を、さらに傷つける行為は、決してあってはならないと思います。

東日本大震災から6年がたちました。現在でも、震災により受けた被害や傷をかかえながら過ごされている方、ふるさとをはなれて避難生活を送られている方が多くいらっしゃいます。その方々は、つらい経験を乗り越え、未来に向かって、日々、一生懸命頑張っておられます。皆さんのまわりにも、同じように頑張っている学校に通っている友達がいると思います。

いじめを防ぐためには、相手の立場になって思いやりをもって行動することが必要です。震災を経験して、ふるさとを離れてなれない環境の中で生活を送る友達のことを理解し、その方によりそい、一緒に支え合いながら学校生活を送ってほしいと思います。また、放射線について科学的に理解することも大事なことです。そうすれば、皆さんが、こうした友達へのいじめをする側にも、見て見ぬふりをする側にもならず、いじめをなくすことができると私は信じています。

このことは、被災児童生徒の方へのいじめに限ることではありません。全てのいじめについても同じことが言えます。新学期を迎え、皆さんが、相手の立場になって思いやりをもって行動し、その結果、いじめが学校からなくなることを心から期待します。

(保護者、地域住民の皆様へ)

子供たちは、親や地域の大人の言動を見ています。被災児童生徒へのいじめの背景の一つには、避難されている方々への誤解や、被災地の状況や放射線に関する理解不足からくる、大人の配慮に欠ける言動があるとも考えられます。まずは大人である私達が、被災された方々、故郷を離れて生活をされている方々の思いを理解すること、放射線について科学的に理解するとともに、科学的に思考し情報を正しく理解することが必要です。現在でも、PTA関係者をはじめとする保護者、地域住民の方々が、教育委員会・学校と連携して、被災地の状況や放射線に関する理解を深めようとする取組が進められています。引き続き、保護者、地域住民の方々と教育委員会・学校が連携し、子供たちにおけるいじめをなくす取組を行っていただきますようお願いいたします。

(教育委員会等の職員・学校の教職員の皆様へ)

各教育委員会、学校等におかれては、平素から、被災児童生徒へのきめ細かな対応や心のケアの充実等に御尽力いただいております。今般、福島県から避難している児童生徒に対するいじめの状況等の確認に係るフォローアップ結果を公表しましたが、被災児童生徒がいじめを受けた事案が発生しております。その中には、教育委員会及び学校がいじめ防止対策推進法等に則った適切な対応を行わず、被害を受けた児童生徒が深く傷つく結果となった事案もありました。

東日本大震災から6年が経過した現在でも、多くの被災児童生徒が、震災による心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感等を抱えながら生活をしています。各学校において、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、被災地の状況に係る情報を正しく理解できるよう、取組をお願いいたします。そして、改めて、心のケアをはじめとする被災児童生徒に対する格別の配慮を行うとともに、周囲の児童生徒が被災児童生徒に対して温かく接するよう、日常的な指導の徹底をお願いいたします。

平成29年4月11日 文部科学大臣 松野 博一

東日本大震災・原子力発電所事故に関わる道徳教育資料集の活用



福島県教育委員会作成 ふくしま道徳教育資料集

東日本大震災、原子力発電所事故の中から生まれた様々なエピソードを元に、いのちの尊さや家族のつながり、自分を育ててくれた郷土への愛着、人間が抗いきれない自然の驚異・畏敬などをテーマとした道徳教育資料
(文部科学省道徳教育総合支援事業)

- ・小学校版、中学校版、高等学校版
- ・読み物資料と活用例、実践事例
- ・特別の教科 道徳の内容項目に対応

[福島県教育委員会ホームページ](http://www.gimu.fks.ed.jp/htdocs/?page_id=24)

http://www.gimu.fks.ed.jp/htdocs/?page_id=24

※文部科学省「道徳教育アーカイブ」にも掲載

文部科学省「道徳教育アーカイブ」

「いじめ防止を扱う実践事例」の中に、原子力発電所事故に関連する心無い差別的発言を取り上げ、それに向き合い、本当の思いやりについて考える事例を掲載。

(総合的な学習の時間や特別活動において、放射線の特性や遮蔽等、放射線を科学的に理解するための学習を行った上での道徳授業実践例)

道徳教育アーカイブ

検索



道徳教育の質的転換に向けた支援

道徳教育の抜本的充実に向けた支援について

指導的な教員の研修

- ・各地域で指導的な役割が期待される教員等への研修を実施

道徳教育指導者養成研修〔独〕教職員支援機構主催〕中央＋全国6カ所で実施

都道府県・指定都市等の取組への支援

都道府県教育委員会等が行う道徳教育の抜本的充実に向けた取組を支援

- ・教員対象の研修会（道徳教育パワーアップ研修）
- ・地域の特色を生かした道徳教材の作成（郷土教材）
- ・家庭、地域との連携協力（「親子道徳の日」など） など

教員向け参考資料の充実

文部科学省で作成した授業映像による実践事例紹介、問題解決的な学習やいじめを扱う授業案などの各教育委員会提供の実践事例等を集めた、「道徳教育アーカイブ」をインターネット上で提供



道徳教育アーカイブ

検索

<https://doutoku.mext.go.jp/>



家庭、地域等への周知

学習指導要領改訂についての保護者向けリーフレットの作成、配布（H29年度中）

道徳教育 映像資料について

道徳科への疑問や不安



どんな授業が期待されているんだろう…
「考え、議論する」授業作りの工夫が知りたい…
どのように学習評価を行ったらいいかかわからない…

「考え、議論する」道徳授業づくりの参考となる、
授業と工夫のポイントの例を映像で紹介します



役割演技を通して「仲間はずれや不公平」を
しないことのよさを学ぶ授業



思考ツールで多様な意見を引き出し、
大事にしたい「伝統」を考える授業



「いじめ」について正面から問い、
自分のこととして多面的・多角的に考える授業



体験的な学習を通して「礼儀」について
多面的・多角的に学ぶ授業



パラリンピック選手の挑戦を題材に、
「よりよく生きる喜び」を問う校長先生の授業



「幸福とは何だろう」という問いから考え、
議論し、多様な価値観に気づく授業

自分との関わりで考える工夫



具体的な問題場面において
「自分ならどうするか」と考
える



役割演技を通して、形だけの
理解ではなく、実感を伴って
自分なりの理解とする



教材を通して考えたことをも
とに、自分の生活を見つめ直
して考える場面を設ける



授業の中で多面的・多角的に考えたこ
とを踏まえ、道徳的価値が「自分
にとって」どのような意味を持つのかを
考える



事前アンケートを授業の始めに提示
して問題意識を高めたり、再度提示
して学習を自分自身との関係で考
えたりできるようにする

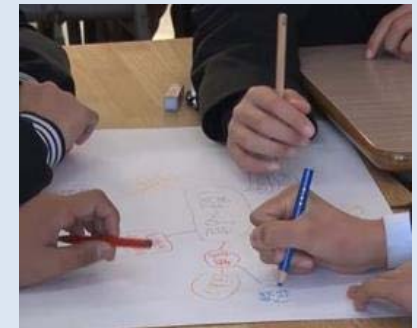


自分自身の「うれしかったこと」
「苦しかったこと」の経験を考
えてから、登場人物の気持ちを理解する

多面的・多角的に考える工夫



課題に適した人数のグルー
プで話し合う



考えを視覚化するツール
(ウェビングマップ等) を
使って話し合う



役割を交代（例：挨拶をする側
←→される側）して、感じ方の
違いに気づく



「なぜいじめは悪いと思ってい
ても無くならないのか」という
問いに、いじめる側、いじめら
れている側それぞれの立場から
考える



「同じかな」「違うところ
はどこかな」と視点を持た
せる



話し合いがねらいとするところか
ら大きく離れているときは軌道
修正して問いかけ直す

授業のねらいや子供の実態に応じた工夫



「がんばった行事で結果を出せなかった」経験のある6年生の児童たちに、「なぜ主人公はがんばることができたのか」を問いかける



形式的な理解にとどまりがちな4年生の児童に対して、心のもった「礼儀」について考えて行動することができるよう、体験的な学習を設定する



卒業を間近にした中学3年生に充実した生き方を考えてもらえるよう、年度末に「自分にとっての幸せは何か」を考える授業を設定する



自分の意見を最後まで言えた、聞いてもらえたという思いから自尊心を高めるために、少人数のグループで話し合う

一人一人の成長を丁寧に見取る学習評価の工夫



授業を振り返って感じたこと、考えたことを作文・ワークシートから読み取る



考えを視覚化するツールを使うことで、多面的、多角的に考えようとしていることを把握する



授業を重ね、ノートに考えを蓄積することで、どのように考え方が成長したかを把握する



授業で使ったワークシートを蓄積し、生徒自身が年間の授業を振り返られるようにする

授業映像＋インタビューを合わせて一本20～30分程度でご覧いただけます。
映像を見ながら「自分ならばこう工夫する」ということを話し合うような、
「考え、議論する」校内研修にぜひご活用ください。

道徳教育アーカイブ

検索

